

一般財団法人佐渡文化財団伝統芸能楽器等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統芸能の継承の振興を図るため、一般財団法人佐渡文化財団（以下「文化財団」という。）が所有する伝統芸能楽器等（以下「楽器等」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出楽器等)

第2条 貸出を行う楽器等の名称及び数量は、理事長が別に定める。

(貸出の対象)

第3条 貸出の対象は、佐渡市内の団体又は個人とする。

(貸出の申請)

第4条 楽器等の貸出を受けようとする者は、伝統芸能楽器等借用申請書（以下「申請書」という。）を借り受ける日までに文化財団に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第5条 理事長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伝統芸能楽器等貸出承認書により承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的として使用するとき。
- (3) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(貸出期間等)

第6条 貸出の期間は、最長1ヶ月とする。ただし、他申請の状況を勘案し、文化財団の判断で貸出期間の切り上げを行うことがある。

- 2 文化財団が必要と認めた場合は、貸出期間を延長することができる。
- 3 貸出期間を延長しようとする者は、再度、第4条の規定に基づき申請書を文化財団に提出しなければならない。

4 楽器等の受け渡しは、使用開始日又はその前日（その日が文化財団の就業規則第28条第1項に掲げる週休日又は同規則第29条第1項に掲げる休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その前日）とする。

（費用負担）

第7条 第5条の貸出の承認を受けた者（以下「借用者」という。）は、楽器等の受け渡しの際、理事長が別に定める貸出料を文化財団に直接現金で納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体による保存、継承又は教育の目的での借用の場合は無償とする。ただし、借用、返却に要する費用は借用者が負担しなければならない。

- (1) 学校・幼稚園
- (2) 保育所・保育園
- (3) 子ども会・子ども教室（自治会等の子ども会も含む）
- (4) 前各号のほか、理事長が特に認めるもの

（返却等）

第8条 文化財団窓口で職員より点検を受け返却するものとする。

2 衣装類の返却については、理事長が別に指示した場合を除き、借用者においてクリーニングを実施したうえで使用最終日から1週間以内を目処に返却しなければならない。

3 楽器等の返却は、使用最終日又はその翌日（その日が週休日等に当たるときは、その翌日）とする。

（楽器の使用・保管）

第9条 借用者は、借用する楽器等の保管場所を文化財団へ明示しなければならない。

2 借用者は、楽器等の使用又は保管について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 盗難、紛失、滅失、毀損にあわないよう保管すること。
- (2) 使用目的を逸脱しないこと。
- (3) 楽器等に貼付したシールを剥がさないこと。
- (4) 楽器等を第三者に譲渡、転貸、質入れ、担保権の設定等をし

ないこと。

(5) 楽器等に他の品を付着、改造、性能等の変更をしないこと。

(6) その他特に付した条件を遵守すること。

3 文化財団は、保管状況の点検または報告を借用者に求めることができるものとする。

(異常が生じたときの届け出)

第10条 紛失、盗難、天災等で楽器等に異常が生じた場合は、遅滞なく文化財団に報告しなければならない。

2 借用者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに文化財団と調整しなければならない。

(亡失又は棄損の責任)

第11条 借用者は故意又は過失により、借用した楽器等が滅失・毀損したときは、同等品を購入又は修理（以下「購入等」という。）して返却しなければならない。

2 購入等に要する費用は借用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 文化財団は、貸出した楽器等に起因して発生したあらゆる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第13条 この要綱の改廃は、事務局長が起案し、理事長の決裁により決定する。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。